



## 福島再生加速化交付金（第32回）《道路等側溝堆積物撤去 ・処理支援第5回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

### 1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 102百万円、国費 51百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

### 2. 交付対象事業

福島市、国見町及び福島県が実施する道路等側溝堆積物の撤去・処理に係る費用の支援を行う。（福島県は、福島市において事業を実施。）

《別紙資料》

- ・別紙1：自治体別事業概要及び事業実施場所
- ・別紙2：福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

田中、清水、豊川

電話：03-6328-0250

## 1. 自治体別事業概要

自治体名	事業費 (百万円)	交付可能額(国費) (百万円)	(参考)	
			主な実施場所	側溝延長(km)
福島市	90	45	吾妻地区の一部	55.11
国見町○	4	2	石母田地区及び大木戸地区の各地区の一部、徳江地区、森山地区	1.0
福島県	8	4	福島市	0.8
合計	102	51		

(注1) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。端数処理により、合計と一致しない場合があります。

(注2) 事業費には、堆積物撤去に係る費用のほか、仮置場関係費、最終処分費等が含まれている場合があります。

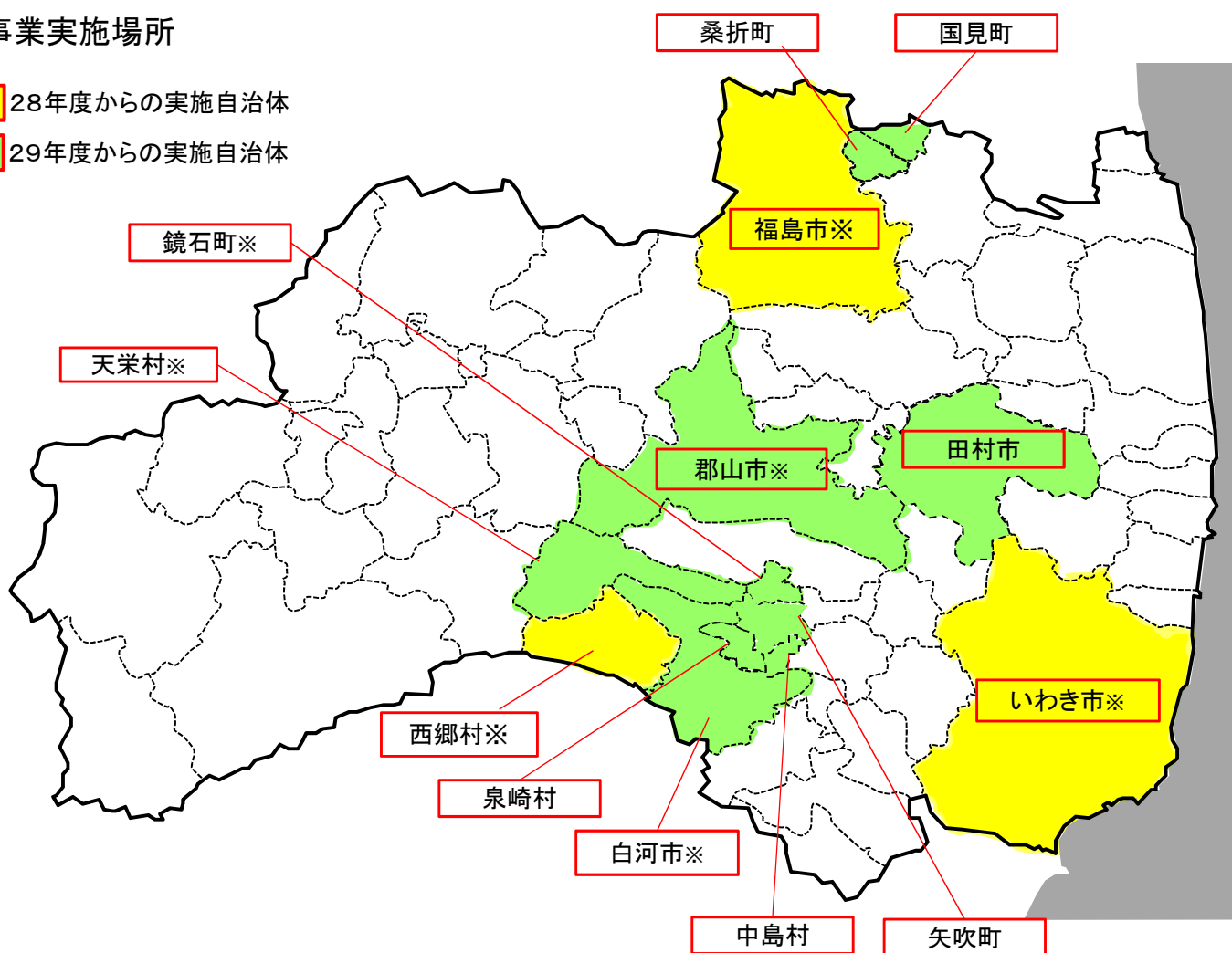
(注3) 側溝延長は、今回の交付によって堆積物の撤去を予定している側溝のおおよその延長。

(注4) 自治体名の横に「○」がある自治体は、今回が初申請。

## 2. 事業実施場所

■ 28年度からの実施自治体

■ 29年度からの実施自治体



(※) 福島県は、平成28年度よりいわき市にて、平成29年度より福島市、郡山市、白河市、鏡石町、天栄村、西郷村内にて事業を実施しています。

# 福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

## 課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
  - 仮置場や最終的な処分場所の確保が困難
  - 空間線量が0.23μSv/hを下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭や害虫発生などの実害が発生。



## 除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針（H28.9.30 復興庁・環境省）

- 市町村が、国及び福島県の支援の下、最終処分場や仮置場を確保し、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う。
- 環境省は、福島県等と連携して、8000Bq/kg以下の廃棄物につき、廃棄物処理業者等に対する処理の働きかけや周辺住民の理解が得られるよう協力。
- 8000Bq/kgを超える道路等側溝堆積物については、状況を把握し関係機関間で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入。
- 国は、福島再生加速化交付金に新事業を創設するとともに、震災復興特別交付税交付金を交付して、上記の撤去・処理を行う市町村に対して、1地区1回に限り財政支援を行う。（県に対しても同様）

## 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の創設（H28.12）

- |   |  |
|---|--|
| <p>(1)対象地域・団体<br/>福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村</p> <p>(2)対象要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故後、中断していた道路等側溝の維持管理活動が再開可能。</li> <li>・最終処分場又は仮置場が確保され、堆積物が確実に搬入できる。</li> <li>・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。</li> <li>・一地区、一回限り。</li> </ul> | <p>(3)交付対象経費<br/>撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等</p> <p>(4)交付額<br/>従前の維持管理活動に係る費用を控除して算出する交付対象事業費に1 / 2 を乗じて得られる額<br/>交付省庁は復興庁。</p> |
|---|--|